

ASHIGIN WEALTH REPORT

ウェルス・レポート

2021.5.20
VOL.3



相続対策、何から始めたらいい？

新聞や週刊誌等を見ると、「早めに相続対策を」「“争族”問題」といった言葉を多く目にのするようになりました。相続税がかかるか否かに関わらず、相続に向けた生前の準備は必要です。今回は、相続対策に取組む際に、何から始めたらいいのかをご案内します。

まずは、財産の把握から

相続対策の第一歩は、将来の相続財産となる資産及び負債を把握することです。今後の収入次第で財産は増減しますが、現時点での全体像を把握しておくことが重要です。

財産の全体像が把握できれば、資産から負債を差し引いた「正味の財産」を計算することができます。ここで重要なのが、正味の財産を基に計算される相続税がいくらなのかです。正味の財産が大きければ大きいほど、相続税の負担は重くなります。将来支払わなければならぬ「負債」とも言うべき相続税額を正しく把握しておきましょう。

これら資産及び負債を貸借対照表として表示すると、財産の全体像を“見える化”でき、財務上の問題点を洗い出すことができます。

(図) 家計貸借対照表

(単位：万円)

【資産】		【負債】	
現預金	8,415	借入金	4,500
株式	2,655	一次相続税	2,700
債券	825	二次相続税	1,700
投資信託	1,325	(負債合計)	8,900
生命保険	1,320		
不動産	21,780	【純資産】	29,235
自社株	1,815		
資産合計	38,135	負債・純資産合計	38,135

貸借対照表を見るうえで重要なのは、負債が現預金や容易に現金化が可能な資産で賄えているかです。特に将来支払いが必要となる相続税は注意が必要です。相続税は、原則相続発生から10ヶ月以内に現金かつ一括で納付しなければなりません。相続税の支払いには、一般的に現預金などの金融資産や死亡保険金などが充てられます。こ

れらが相続税の支払いに足りなければ、自宅等を売却し現金化しなければならないかもしれません。

相続対策において、将来支払いが必要となる相続税という負債を事前に把握し、その負債を流動性のある資産で支払える状態にしておくことが極めて重要です。流動性のある資産が不足しているようであれば、終身保険に加入し、死亡保険金

として相続税の支払い資金を準備することを検討してみましょう。

相続人の把握

次に行うべきは、相続人を把握することです。民法は、相続人となる人やその順位、遺産の分割割合について定めています。ここで定められた相続人を法定相続人と呼びます。

遺言書がある場合の相続では、遺言書に書かれた内容に従って遺産の分割を行います。遺言書がない場合や、遺言書に明記されていない遺産の相続では、遺産分割協議によって分割を行います。

法定相続人の範囲についてですが、配偶者は常に相続人になります。これは法律上の配偶者です。内縁関係にあった方は相続人となることはできません。

配偶者以外の親族には、相続人になるか否かに順位があります。相続人になる第1順位は子や孫、ひ孫などの直系卑属です。相続人である子供が先に他界している場合は、その子供すなわち孫が相続人

(代襲相続人)となります。また、養子や離婚した配偶者との間の子も第1順位に含まれます。

第1順位の相続人がいない場合、父母や祖父母などの直系尊属が第2順位の相続人となります。そして、第1順位も第2順位もいない場合は、兄弟姉妹が第3順位の相続人となります。ちなみに、相続開始時に被相続人の子や兄弟姉妹となる胎児がいるときは、その胎児も相続人となるので注意が必要です。

遺留分に注意！

遺言書があれば法定相続人以外でも相続することができますが、そのときは法定相続人の遺留分に注意しなければなりません。兄弟姉妹を除く法定相続人には、「遺産の最低限の取り分」である遺留分が認められているためです。遺留分を害された法定相続人は、遺留分侵害額請求を侵害している相続人に対しすることができます。

遺留分の計算の基礎となる法定相続割合については、相続人の組

み合わせによって異なります。

配偶者と子が相続人であるときは、配偶者の法定相続割合が2分の1、子が2分の1です。また、子が複数人いる場合は、2分の1を人数で等分した割合となります。

相続人が配偶者と親等被相続人の直系尊属のときは、配偶者の法定相続割合が3分の2、直系尊属が3分の1となり、相続人が配偶者と被相続人の兄弟姉妹のときは、配偶者の法定相続割合が4分の3、兄弟姉妹が4分の1となります。

相続対策の基本的な考え方

ここまで情報が整理できたら、具体的な相続対策の手法を考えることができます。その際の順序は、遺産の分割方法や割合、納税資金の準備、相続税負担の軽減、といった流れが一般的です。具体的な検討に際しては、休日ウェルスサロンや最寄りのあしぎんの支店にご相談ください。

〈あしぎん〉では「相続」に関する各種ご相談を承っております。
ぜひお気軽にご相談ください。

**休日のご相談は
「休日ウェルスサロン」
をご利用ください**

専門スタッフが
対応

完全予約制
専用相談ブース

休日に相談

相談無料

所在地 〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 1-7-5 宇都宮西支店内(2F)

営業日 土曜日・日曜日 ■上・日以外の祝日は休業
12月31日～1月3日との連続する休日、5月3日～5日との連続する休日は休業

ご予約時間 ①10:00～ ②13:00～ ③15:00～

完全予約制となっておりますので、事前にホームページよりご予約ください。

<https://ashikagabank.resv.jp/>



相続のほかにも
大切なおカネについて気になることは
〈あしぎん〉にご相談ください

iDeCo NISA 年金 保険の見直しなど

